

以下の内容は、プロポーザル選考を実施するに当たり、現段階で想定される業務内容を示したものである。実際に契約を締結する際は、受託事業者と協議の上、仕様内容を決定する。

令和4年度仕様書（案）

1 件名

文京区都市マスタープラン見直しに関する検討支援業務委託

2 契約期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 履行場所

文京区管内

4 委託業務の内容

現行の「都市マスタープラン」（文京区都市マスタープラン（平成23年3月改定（以下「現行都市マス」という。）））に関して見直し内容の検討、検討組織運営等を実施し、中間のまとめをとりまとめる。

(1) 計画準備

受託者は、本業務を実施するに当たり、令和4年度における実務実施方針、実施工程、業務実施体制、打ち合わせ計画、成果品の内容、連絡体制等を定めた業務計画書を提出し、事業執行担当者の承諾を受けること。この業務計画書は、プロポーザル募集の際に提出した提出書類との整合をとること。

(2) 見直し内容の検討

現行都市マスの見直しとして、下記アからウまでの内容について、修正及び加筆すべき項目を検討する。

ア 現行都市マスにおける「1 まちをとりまく背景」「2 魅力あふれるまちをめざして」「3 まちづくりの目標と将来構造」について

イ 現行都市マスにおける「4 部門別の方針」の基本的考え方に掲げられた方針の構成要素の修正内容と追加すべき要素について（「4 部門別の方針」に新たに追加する方針がある場合は、基本的考え方に記述すべき項目、方針の構成要素等を含む。）

ウ 現行都市マスにおける「5 地域別の方針」の現況と課題

(3) 検討組織の運営

ア 庁外検討組織

学識経験者、関係団体代表者、公募区民及び区職員により構成し、委員数は、約20人程度とする。年5回程度開催予定

イ 庁内検討組織

主に区課長級職員により構成し、委員数は、約20人程度とする。年4回程度開催予定

ウ 運営支援の内容

- (ア) 会議への出席
 - (イ) 会議の事前準備及び資料の作成（必要部数のコピー及び必要に応じて補足資料の作成及びコピーを含む。）
 - (ウ) 会議での資料等の説明
 - (エ) 会議における意見の整理
 - (オ) 議事録（要旨）作成（録音・要点記録）
会議終了後、受託者は、議事録を作成し、2週間以内に事業執行担当者に提出すること。
- ※ 議事録の仕様
- ・紙
A4判、両面印刷、1部
 - ・データ
Word形式
- ※ 議事録の形式等については、別途、事業執行担当者と打合せの上、決定する。
- (カ) 会議に係る質疑応答への対応支援
 - (キ) 会議開催に係る事務局との準備、打合せ等への支援（随時）
- (4) 中間のまとめの作成支援
主に、4(2)において検討した見直し内容について、4(3)の各検討組織における議論等の意見を踏まえ、中間のまとめとしてとりまとめ、資料を作成する。
- (5) 打合せ・協議
契約履行上及び会議・協議会のために必要な打合せ等に出席して助言する等の支援及び情報共有を図るための定例的な打合せを実施する。
- (6) 中間のまとめの区民説明会運営支援（5地区各1回（計5回）程度開催予定）
- ア 企画・計画・準備（必要な物品準備及び資料作成等）
 - イ 開催運営支援（当日運営、資料説明、質疑応答支援等）
 - ウ 意見要旨及び意見に対する区の考え方の作成
- なお、受託者は、説明会実施中（おおむね2時間程度）は、会場にて託児サービスとして保育士の派遣及び手話通訳者の派遣（各2人程度）を行う。派遣に係る費用は、本業務に含むものとする。説明会会場の予約手続は、事業執行担当者が行い、経費が発生する場合は、区が負担する。また、手話通訳者の紹介は、事業執行担当者が行う。
- (7) 中間のまとめのパブリックコメント対応支援
閲覧場所（行政情報センター等）に備え付ける閲覧資料及びホームページで公開する閲覧資料（PDF等）作成、パブリックコメント実施に係る広報原稿作成、寄せられた意見の整理及び分析、意見に対する区の考え方及び必要な資料の作成を行う。
- (8) 都市計画審議会資料の作成
検討経過を都市計画審議会へ報告するための資料を作成し、各回80部印刷する。（2回程度）
- (9) 議会報告資料の作成
検討経過を区議会へ報告するための資料を作成し、80部印刷する。（1回程度）

- (10) 庁内関係課及び東京都等関係機関の協議資料の作成
検討経過を庁内関係課及び東京都等関係機関と協議するための資料を作成する。
- (11) ホームページ公開用資料の作成
検討経過等をホームページで公開するための資料を作成する。
- (12) (1)で作成した業務計画書をベースに履行期間内に実施した業務の進捗等について、報告書を作成する。

5 成果品

- | | |
|-------------------------------------|-----|
| (1) 業務計画書 | 2部 |
| (2) 業務報告書 | 2部 |
| (3) 中間のまとめ | 50部 |
| (4) 中間のまとめに関するパブリックコメント結果 | 2部 |
| (5) 都市計画審議会、議会報告等資料 | 一式 |
| (6) 庁内関係課及び東京都等関係機関協議資料 | 一式 |
| (7) ホームページ公開資料データ (PDF 等) | 一式 |
| (8) 事業担当課との打合せ議事録 | 一式 |
| (9) 成果品、関係資料等を記録した磁気データ (記録媒体は、CD等) | 一式 |
| (10) その他関連資料 | 一式 |

※ (9)は、Word 形式等編集可能なデータでの格納とする。

6 納品場所

文京シビックセンター18階 都市計画課

※ 成果品の納品に当たっては、社内照査を踏まえること。

7 区からの貸与資料

- (1) 文京区都市マスタープラン見直しに関する調査支援業務委託 (令和3年度) 成果品一式
 - (2) 平成23年度土地利用現況調査結果及び平成28年度土地利用現況調査結果
 - (3) 平成25年度都市計画基礎調査結果及び平成30年度都市計画基礎調査結果
 - (4) 地理情報システムデータ (東京都作成都市計画レイヤー)
 - (5) 平成27年度版東京都縮尺1/2,500地形図
 - (6) 文京区策定の関係計画書
- その他必要に応じて貸与する。

8 業務実施上の条件

- (1) 関連法令、上位・関連計画に沿った内容のものであること。
- (2) 文京区の地理的条件、東京都特別区の一区である状況、産業・人口構成等を考慮したものであること。

9 支払方法

検査合格後、受託者の請求書に基づき一括で支払うものとする。

10 契約不適合責任

本契約が完了し、成果物が納入された後、内容に不備、不足等、本契約の内容に適合しない場合は、区は、受託者に対してその修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求するものとする。ただし、区の責めに帰すべき事由により生じたものであるときは、この限りでない。

11 その他

- (1) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、区契約事務担当と協議の上決定する。
- (2) (1)に関するものを除く、契約履行上の打ち合わせ事項に関しては、事業執行担当者で行うこと。
- (3) 本業務は、プロポーザル募集の際に提出した提出書類に記載した担当者及び従事者が行うこと。事業執行担当者の承諾がない限り、それらの者を変更してはならない。
- (4) 本件委託業務のために作成した報告書等の著作権及び版権は、文京区に帰属する。ただし、写真・地図等の素材について、他に著作権を有している者がいるときは、その使用に関する手続について、必要に応じて受託者が支援すること。使用に料金が発生するものに関しては、使用しないものとする。使用権を得て使用する写真等の素材についての著作権の区への譲渡はないものとする。
- (5) 本契約の履行に当たり知り得た情報は、本委託業務以外に使用し、又は公開しないこと。
この義務は、本契約終了後も継続する。
- (6) 本契約を遂行する上で業務の一部について、第三者に再委託をする必要があるときは、あらかじめ再委託をする事業者名、再委託等の内容を区に書面をもって報告し、承諾を得なければならない。
また、再委託等を請けた事業者にも、この契約内容を遵守させなければならない。
- (7) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の外、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (8) 本契約の履行に当たってハイブリッド車等の自動車を使用し、又は使用させる場合は、車両接近通報装置を備えた自動車を使用するよう努めること。
- (9) 本契約の履行に当たり、文京区個人情報の保護に関する条例（平成5年3月文京区条例第6号）を遵守すること。
- (10) 本契約の履行に当たり、文京区情報セキュリティに関する規則（平成15年6月文京区規則第50号）を遵守すること。
- (11) 本契約の履行に当たり、文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例（平成20年9月文京区条例第45号）を遵守すること。
- (12) アスベストを含有していない製品を納品すること。
- (13) 本契約の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守し、また、文京区における障害を理由とする差別の解消の推進

に関する対応要領（平成 28 年 3 月文京区訓令第 13 号）の目的等を顧慮し、障害者に対し、障害を理由とした不当な差別的取扱いをしないこと。また、障害者から社会的障壁の除去を求められた際に、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮をすること。

- (14) 本契約の履行に当たっては、文京区男女平等参画推進条例（平成 25 年 9 月文京区条例第 39 号）第 7 条及び「性自認および性的指向に関する対応指針（平成 29 年 3 月 14 日付 28 文総総第 1311 号）」を踏まえ、性別（性自認及び性的指向を含む。）に起因する差別的な取扱いを行わないこと。

12 連絡先

契約事務担当 総務部契約管財課契約係 電話 5803-1150（直通）
事業執行担当者 都市計画部都市計画課都市計画担当 橋野 電話 5803-1239（直通）